

災害時における協定の締結について

1 災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定

(1) 概要

大規模災害が発生した場合、区の支援物資等の荷役作業及び配送等を迅速かつ円滑に実施するため、佐川急便株式会社に協力を要請するものである

※協定書案については別紙1のとおり。

(2) 相手方

佐川急便株式会社 東京都江東区東雲二丁目13番32号

執行役員 関東支店長 森 裕一郎

(3) 内容

- ・ 避難所等への支援物資の配送計画作成と配送の実施
- ・ 必要物資のニーズ収集
- ・ 支援物資の荷役、仕分け、登録、分配及び積込みに要する人員確保と機材の提供

2 災害時における物資の供給に関する協定

(1) 概要

大規模な災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合、区の備蓄物資のほか、速やかな物資調達をするなど、応急措置を実施し、区民生活の早期安定を図るため、コーナン商事株式会社に災害時の物資の提供を要請するものである。

※協定書案については別紙2のとおり。

(2) 相手方

コーナン商事株式会社 大阪府堺市西区鳳東町四丁401番地1

代表取締役 疋田 直太郎

(3) 内容

作業シート・ヘルメット等の作業用品や毛布、タオル等の日用用品ほか物資の供給

3 今後の予定

令和6年7月

災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定の締結

令和6年8月以降

災害時における物資の供給に関する協定の締結

(案)

災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書

台東区（以下「甲」という。）と佐川急便株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における支援物資の受入及び配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣 旨)

第1条 本協定は、甲の区域内で大規模な災害が発生した場合において、甲が乙に支援物資の荷役作業及び配送等の協力を要請する際の手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 支援物資とは、甲が調達する物資及び甲に提供される物資をいう。
- (2) 避難所等とは、甲が設置する避難所又は甲が指定する支援物資の配送場所等をいう。
- (3) 荷役作業とは、支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積み込みをいう。
- (4) 物資集積・搬送拠点とは、荷役作業並びに配送等の拠点をいう。

(物資集積・搬送拠点の設置等)

第3条 物資集積・搬送拠点は、災害時に甲が指定する施設又は甲の要請に基づき乙若しくは乙の関係団体が提供する施設に甲が設置する。

2 物資集積・搬送拠点は、台東区内における支援物資の供給体制、荷役作業及び配送等の必要性を勘案し、甲乙協議の上、閉鎖するものとする。

(物資の受入及び配送並びに派遣の要請)

第4条 甲は、前条の規定により物資集積・搬送拠点を設置したときは、乙に対して次の各号に掲げる業務を文書により要請することができる。ただし、文書により要請するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 避難所等への支援物資の配送計画の策定及び当該計画に基づく配送の実施
- (2) 支援物資を配送した際における必要物資のニーズ収集
- (3) 荷役作業の実施及びこれに要する人員の確保及び機材の提供

2 甲は、荷役作業及び配送等を実施する上で、必要と認めるときは乙に対して文書により、荷役作業及び配送等に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる。

(物資の受入及び配送並びに派遣の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援要請に応じられない場合は、この限りでない。

(案)

(報 告)

第6条 乙は、第4条第1項各号に掲げる業務を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

2 乙は、第4条第2項の規定により派遣を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

(変 更)

第7条 甲及び乙は、第4条の規定により要請した内容又は前条の規定により報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

(経費の負担及び請求等)

第8条 本協定に基づき実施した業務に関する経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の経費は、法令その他別に定めがあるものを除き、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、前項の協議に基づく支払請求書を受理したときは、乙に対し速やかに当該経費に相当する額を支払うものとする。

(事故等)

第9条 乙は、本協定に基づく業務の実施に当たって事故等が発生したときは、文書により甲に報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

(損害の負担)

第10条 荷役作業及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議の上、定めるものとする。ただし、乙の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(補 償)

第11条 本協定に基づき乙が実施する業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(機密の保持及び情報提供)

第12条 甲及び乙は、本協定に基づく業務上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了後又は解除された後についても同様とする。また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(案)

(連絡責任者)

第13条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は、相互に文書により通知するものとする。

(協議)

第14条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期限)

第15条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名又は記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都台東区東上野四丁目5番6号
東京都台東区
台東区長 服部 征夫

乙 東京都江東区東雲二丁目13番32号
佐川急便株式会社
執行役員
関東支店長 森 裕一郎

災害時における物資の供給に関する協定書

台東区（以下「甲」という。）とコーナン商事株式会社（以下「乙」という。）との間において、災害時等における応急物資（以下「物資」という。）の確保・供給に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、台東区内（以下「区内」という。）に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）、甲乙が相互に協力して、災害時の住民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（物資の要請等）

第2条 甲は、災害時、甲等の備蓄物資のみでは十分な応急措置を実施することができない場合、乙に対して物資の供給を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたとき、速やかに物資を調達し適切な措置をとるとともに優先的供給に努めるものとする。ただし、乙が被災したときは、この限りでない。

3 乙は、第1項の要請による物資及び数量について、応じ難いときは、可能な範囲内で供給するものとする。

（供給物資）

第3条 甲が乙に要請する災害時の物資は、別表の品目を基準とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲乙協議の上、甲は乙に対し必要な物資の供給を要請することができる。

3 前項の要請があった場合において、乙は可能な範囲で甲に対して物資を供給するものとする。

（要請方法）

第4条 甲は、乙に協力を要請する場合は、原則として書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、事後において書面を提出するものとする。

（物資の引取り）

第5条 物資の引取り場所は、区内に所在する乙の店舗とし、甲は乙の提出する納品書等により確認の上、物資を引き取るものとする。

2 甲は、必要に応じて乙に物資の運搬の協力を求めることができるものとする。

（経費の負担）

第6条 乙が甲に供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費（以下「物資の代金等」という。）は、甲が負担するものとする。

2 物資の代金等の額は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（経費の請求及び支払）

第7条 乙は、物資の納入が完了したときは、物資の代金等について、請求書をもって甲に請求

(案)

するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認の上速やかに支払うものとする。

(情報交換及び提供)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう必要に応じ相互に情報交換を行うものとし、平素から災害発生時に備えるものとする。

2 甲及び乙は、諸活動中に覚知した災害に関する情報について、必要に応じ相互に提供し合うものとする。

(連絡窓口)

第9条 甲及び乙の連絡先は、別紙「連絡体制表」のとおりとする。

(協定の期間及び更新)

第10条 この協定は、協定締結の日から適用し、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り、同一内容でもって継続するものとする。

(要請の優先順位)

第11条 甲からの要請が、同様の協定を締結している地方公共団体の要請と重複した場合は、個別に協議するものとする。

(協 議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年●月●日

甲 東京都台東区東上野四丁目5番6号
東京都台東区
東京都台東区長 服部 征夫

乙 大阪府堺市西区鳳東町四丁401番地1
コーナン商事株式会社
代表取締役 疋田 直太郎

(案)

別表（第3条関係）

災害時における供給物資

種類	物資名
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具及び土のう袋
日用品等	毛布、タオル、割り箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウエットティッシュ、マスク、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ、トイレトペーパー、ティッシュペーパー及び生理用品
食品等	飲料水、水缶、カップラーメン及び菓子
冷暖房器具等	大型石油ストーブ、木炭及び木炭コンロ
電気用品等	投光機、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ及びカセットボンベ
トイレ関係	救急ミニトイレ

(案)

別紙

連絡体制表

令和 年 月 日現在

甲 (〇〇市)

所在地 〒 住所
担当部署 (郵便物等の宛名に使用)
電話番号 第一優先 平常時及び平日 (代表) (内線)
FAX番号

乙 (コーナン商事株式会社)

所在地 〒 532-0004 住所 大阪府大阪市淀川区西宮原二丁目2番17号	
電話・FAX番号	担当部署
第1優先 TEL 06-6397-1621 FAX 06-6397-1650	担当部署 コーナン商事株式会社 代表
第2優先 TEL FAX	担当部署 コーナン商事株式会社